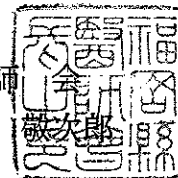




福岡医発第629号(保)  
平成15年 6月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師  
会長 関 原



北九州市老人医療費支給制度（通称41老人）にかかる  
限度額適用認定証について（お知らせ）

平成14年10月1日からの老人保健法（通称27老人）の改正に準じ、北九州市老人医療費支給制度についても自己負担限度額に、「低所得Ⅰ・Ⅱ」の区分が導入されておりましたが、これまでは、「低所得Ⅰ・Ⅱ」の区分を示した限度額適用認定証が発行されておらず、入院時に「北九州市老人医療入院時一部負担金限度額適用認定証」の提示があった場合は、「低所得Ⅱ」の限度額（24,600円）まで徴収していただき、「低所得Ⅰ」に該当する方については、本人の申請により、後日、北九州市が差額を払い戻す方法で対応されておりました。

今般、平成15年7月診療分より、「低所得Ⅰ・Ⅱ」の区分を示した「北九州市老人医療限度額適用認定証」を対象者に交付し、医療機関の窓口ではそれぞれの低所得区分の限度額までを徴収していただくこととなった旨、北九州市保健福祉局より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 「北九州市老人医療限度額適用認定証」（以下、「認定証」という。）（様式別紙）  
標準負担額限額認定証は、別途、加入している健康保険の保険者が発行しますので、必ずそちらを確認してください。

- 2 入院時一部負担金の限度額について

|                  |          |         |
|------------------|----------|---------|
| 市民税非課税世帯等<br>※注1 | 低所得Ⅱ     | 24,600円 |
|                  | 低所得Ⅰ ※注2 | 15,000円 |

※ 注1：主たる生計維持者が市民税非課税の場合

※ 注2：主たる生計維持者の所得（各種年収額から必要経費・控除額（年金収入は65万円）を差し引いたもの）が0円の場合

- 3 診療報酬明細書の記載について

診療報酬明細書の負担金額の欄（公費①の欄）には、総医療費の1割の金額、または総医療費の1割の金額がそれぞれの限度額（一般は、40,200円、低所得Ⅱの認定証

を提示した方は 24,600 円、低所得Ⅰの認定証を提示した方は 15,000 円) を超える場合は、その限度額を記載してください。

なお、限度額の区分欄の字句については、○で囲む必要はありません。

#### 4 認定証の有効期間について

認定証の有効期間は、毎年 6 月 30 日まで（これより前に 70 歳に到達する場合は、70 歳に到達する日の属する月の末日まで）とします。

その後は、新たに申請し認定証の交付を受けなければ、低所得区分の限度額（24,600 円または 15,000 円）の適用を受けられませんので、有効期間の確認をお願いいたします。

#### 5 実施時期 平成 15 年 7 月 1 日

##### <問い合わせ先>

北九州市保健福祉局保健医療部保険年金課福祉医療係（担当：小田）

TEL：093-582-2415 FAX：093-583-6142

福岡県医師会 会長 様

北九州市保健福祉局長 志賀 幸弘

北九州市老人医療費支給制度（通称41老人）にかかる限度額適用認定証について（お知らせ）

本市の福祉医療費支給制度につきましては、平素から格段のご協力をいただき誠にありがとうございます。  
さて、平成14年10月1日からの老人保健法（通称27老人）の改正に準じ、北九州市老人医療費支給制度についても、自己負担限度額に、「低所得Ⅰ・Ⅱ」の区分を導入しました。

しかし、これまでは、「低所得Ⅰ・Ⅱ」の区分を示した限度額適用認定証を発行していなかったため、入院時に「北九州市老人医療入院時一部負担金限度額適用認定証」の提示があった場合は、「低所得Ⅱ」の限度額（24,600円）まで徴収していただき、「低所得Ⅰ」に該当する方については、本人の申請により、後日、市が差額を払い戻す方法で対応してきました。

つきましては、平成15年7月診療分から、「低所得Ⅰ・Ⅱ」の区分を示した「北九州市老人医療限度額適用認定証」を対象者に交付し、医療機関の窓口ではそれぞれの低所得区分の限度額までを徴収していただくこととしますので、貴会会員様へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 「北九州市老人医療限度額適用認定証」（以下、「認定証」という。）について・・・様式は別紙のとおり  
なお、標準負担額減額認定証は、別途、加入している健康保険の保険者が発行しますので、必ずそちらを確認してください。

- 2 入院時一部負担金の限度額について

|                   |          |         |
|-------------------|----------|---------|
| 市民税非課税<br>世帯等 ※注1 | 低所得Ⅱ     | 24,600円 |
|                   | 低所得Ⅰ ※注2 | 15,000円 |

※ 注1：主たる生計維持者が市民税非課税の場合

※ 注2：主たる生計維持者の所得（各種年収額から必要経費・控除額（年金収入は65万円）を差し引いたもの）が0円の場合

- 3 診療報酬明細書の記載について

診療報酬明細書の負担金額の欄（公費①の欄）には、総医療費の1割の金額、または総医療費の1割の金額がそれぞれの限度額（一般は、40,200円、低所得Ⅱの認定証を提示した方は24,600円、低所得Ⅰの認定証を提示した方は15,000円）を超える場合は、その限度額を記載してください。

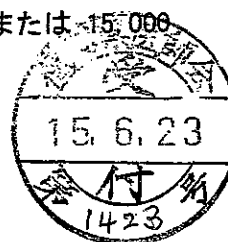
なお、限度額の区分欄の字句については、○で囲む必要はありません。

- 4 認定証の有効期間について

認定証の有効期間は、毎年6月30日まで（これより前に70歳に到達する場合は、70歳に到達する日の属する月の末日まで）とします。

その後は、新たに申請し認定証の交付を受けなければ、低所得区分の限度額（24,600円または15,000円）の適用を受けられませんので、有効期間の確認をお願いいたします。

- 5 実施時期 平成15年7月1日



# 別 紙

| 北九州市老人医療限度額適用認定証                                     |                                                                                                 |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受給者番号                                                | <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> |
| 受給者                                                  | 居住地                                                                                             |
|                                                      | 氏 名                                                                                             |
|                                                      | 生年月日                                                                                            |
| 有効期間                                                 |                                                                                                 |
| 適用区分                                                 |                                                                                                 |
| <p>上記の者は、北九州市老人医療の限度額の適用があることを証明する。</p> <p>北九州市長</p> |                                                                                                 |

## 注 意 事 項

- 1 この証は北九州市老人医療の入院時一部負担金等の限度額の適用があることを示す証ですから、大切に保持してください。
- 2 この証は、保険医療機関等に入院する場合及び在宅末期医療総合診療料を算定した場合に有効です。
- 3 保険医療機関等において入院治療を受けようとするときは被保険者証（又は組合員証）と北九州市老人医療証に添えてこの証を必ず窓口に提示してください。
- 4 保険医療機関等において入院治療を受けたときは、次の金額は本人負担となりますから窓口で支払ってください。Ⅰ医療機関につき1ヵ月に区分Ⅱは24,600円又は区分Ⅰは15,000円を限度額とします。
- 5 入院時食事療養費標準負担額及び入院室料の差額等があるときは、本人負担となりますので、保険医療機関等に支払ってください。
- 6 他市町村へ転出するときやこの証の有効期限が経過したときなどは、この証を使用することができませんので、すみやかに住所地の区役所保健福祉課福祉係に返してください。
- 7 表面の記載事項に変更があったときは、すみやかにこの証を添えて住所地の区役所保健福祉課福祉係にその旨を届け出てください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。